

令達した訓令一覧

令和8年

令達 番号	訓令名
2	杉並区ドメスティック・バイオレンス等の被害者の保護のための支援措置に係る住民基本台帳情報の管理に関する規程の一部改正
3	杉並区福祉事務所処務規程の一部改正
4	杉並区保健所処務規程の一部改正
5	杉並区土木事務所処務規程の一部改正
6	杉並区職員の宿日直手当規程の一部改正
7	杉並区職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正
8	杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正
9	杉並区職員の旅費支給規程の一部改正
10	杉並区職員の通勤手当支給規程の一部改正
11	杉並区職員の退職手当支給手続規程の一部改正
12	杉並区競争入札参加資格審査委員会規程の一部改正
13	杉並区情報セキュリティマネジメントシステム規程の廃止
14	杉並区安全衛生管理者等設置規程の一部改正
15	杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正
16	杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正
17	杉並区職員服務監察規程の一部改正
18	杉並区立保育所処務規程の一部改正

杉並区訓令第2号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区ドメスティック・バイオレンス等の被害者の保護のための支援措置に係る
住民基本台帳情報の管理に関する規程（平成26年杉並区訓令第16号）の一部を
次のように改正する。

令和8年3月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月10日から施行する。

杉並区訓令第3号

庁中一般

福祉事務所

杉並区福祉事務所処務規程（昭和40年杉並区訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条中 「生活自立支援担当係長
自立支援センター開設準備担当係長」 を「生活自立支援担当係長」に

改める。

第3条生活自立支援担当係長の項に次の1号を加える。

(3) 自立支援センター杉並寮地域連絡協議会及び第4ブロック事業推進協議会の運営に関すること。

第3条自立支援センター開設準備担当係長の項を削る。

第5条第2項第3号中「及び自立支援センター開設準備担当係長」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第4号

庁中一般

保健所

杉並区保健所処務規程（昭和50年杉並区訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条保健サービス課の部中「健康づくり調整担当係長」を「小児慢性特定疾病医療等支援担当係長
小児慢性特定疾病
審査担当係長」に改める。

第3条保健サービス課の部管理系の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同項の次に次のように加える。

小児慢性特定疾病医療等支援担当係長

- (1) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に係る調整に関すること。
- (2) 小児慢性特定疾病審査会の設置に関する事務等に係る調整に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関すること。

小児慢性特定疾病審査担当係長

- (1) 小児慢性特定疾病審査会の設置に関する事務等に係る調整に関すること（他の係に属するものを除く。）。

「荻窪健

高井戸

第3条保健サービス課の部健康づくり調整担当係長の項を削り、同部中 高円寺

(1)

(2)

康づくり事業担当係長

健康づくり事業担当係長

健康づくり事業担当係長

を

健康づくり事業の実施に関すること（他の課、係に属するものを除く。）。

生活習慣病予防に関すること。

」

「荻窪健康づくり事業担当係長

高井戸健康づくり事業担当係長

高円寺健康づくり事業担当係長

（１）健康づくり事業の実施に関すること（他の課、係に属するものを除く。

（２）生活習慣病予防に関すること。

（３）課内の健康づくり事業の連絡調整に関すること（荻窪健康づくり事業担

（４）健康づくりリーダー等に関すること（荻窪健康づくり事業担当係長に限

）。に改める。

当係長に限る。）。

る。）。」

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

杉並区訓令第5号

庁中一般

土木事務所

杉並区土木事務所処務規程（平成13年杉並区訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条及び第3条を次のように改める。

（土木事務所担当係長の設置）

第2条 事務所に土木事務所担当係長を置く。

（分掌事務）

第3条 土木事務所担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1）事務所の公印の管守に関する事。
- （2）事務所についての文書の收受、配布、発送及び保存に関する事。
- （3）事務所の維持管理に関する事。
- （4）事務所の予算、決算及び会計に関する事。
- （5）土木施設の維持管理に関する事。
- （6）交通安全施設の設置に係る調査及び設計に関する事。
- （7）昇降機の維持管理に関する事。
- （8）私道の整備に係る助成に関する事。
- （9）私道の排水設備に係る助成に関する事。
- （10）私道の雨水ますの清掃委託に関する事。
- （11）土木施設の監察指導に関する事。
- （12）道路区域等境界に係る不法占用物件の取扱いに関する事。
- （13）土木施設の適正使用に係る啓発活動に関する事。
- （14）違反広告物の取締り及び除却活動協力員制度に関する事。
- （15）街路灯の設置に係る調査及び設計に関する事。
- （16）街路灯の維持管理に関する事。

- (17) 私道街路灯の整備及び私道街路灯に係る助成に関する事。
- (18) 土木施設の工事に係る監督並びに占有及び使用に係る指導等に関する事。
- (19) 沿道区域における工事等の監察に関する事。
- (20) 交通安全施設の維持管理に関する事。

第4条第1項中「、係に係長を」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「係」を「事務所」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第2項中「係長及び担当係長」を「土木事務所担当係長」に改め、「係の事務又は」を削り、同条第3項中「係の事務又は担当係長」を「土木事務所担当係長」に改める。

第7条中「係長」を「土木事務所担当係長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第6号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の宿日直手当支給規程（昭和50年杉並区訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条の表中「9,200円」を「9,700円」に、「11,300円」を「11,800円」に、「4,600円」を「4,850円」に、「5,650円」を「5,900円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年3月25日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和7年4月1日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。

杉並区訓令第7号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和50年杉並区訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条ただし書及び第4条ただし書中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第 8 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和 5 0 年杉並区訓令甲第 1 0 号）の
一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表第 1 の 2 3 の項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に、「生休」を「健管」
に改める。

別表第 3 中

「	1 5 生理休暇	「	生 休	」	を
「	1 5 健康管理休暇	「	健 管	」	に

改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第9号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の旅費支給規程（昭和50年杉並区訓令甲第15号）の一部を次のよ
うに改正する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条中「第2条第1項第4号」を「第2条第4号」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（旅行役務提供者等）

第3条 条例第2条第7号に規定する任命権者が定める者は、次の各号のいずれか
に該当する者とする。

- （1） 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行
業者
- （2） 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運
送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- （3） 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する
船舶運航事業者
- （4） 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送
事業を経営する者
- （5） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する
一般旅客自動車運送事業者
- （6） 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を
営む者
- （7） 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する

一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）
第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（杉並区との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第7号に規定する任命権者が定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行取消し等の場合における旅費）

第4条 条例第3条第5項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する任命権者が定めるものは、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができないもの又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要があるものを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除

く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費については、当該各種目について条例第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができないもの又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要があるものを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者(条例第2条第3号に規定する旅行命令権者をいう。以下同じ。)が認めた額

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第3条第6項に規定する任命権者が定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の旅費の支給を受けることができる職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する任命権者が定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

第12条を第20条とする。

第7条から第11条までを次のように改める。

(宿泊手当の定額等)

第14条 条例第15条に規定する任命権者が定める額は、別表第2のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第15条 杉並区内における在勤庁の変更に伴う旅行については、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

（渡航雑費の細則）

第16条 条例第19条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 条例第19条に規定する費用に類し又は付随する費用

（給与の種類）

第17条 条例第26条第3項に規定する給与の種類は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）に規定する給料、管理職手当、初任給調

整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第18条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(年度経過による区分)

第19条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第6条の4の次に次の4条を加える。

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 条例第9条第1項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第11条 条例第10条第1項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第12条 条例第11条第1項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるもの

のとする。

(1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(宿泊費基準額等)

第13条 条例第13条に規定する任命権者が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第13条ただし書に規定する任命権者が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額（条例第13条に規定する宿泊費基準額をいう。）を超える場合であつて、旅行命令権者が、次の各号に掲げる宿泊の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときとする。

(1) 内国の宿泊 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) 外国の宿泊 次のいずれかに該当するとき。

ア 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

イ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

第6条の4中「第13条の2第2項及び第3項」を「第7条第2項及び第3項」に、「規定するところ」を「定めるところ」に改め、同条を第9条とし、第6条の3を第8条とする。

第6条の2中「第13条の2第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

(1) 内国旅行の宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	15,000円

青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円

愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円

宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

(2) 外国旅行の宿泊費基準額

地域	国名	地名	宿泊費基準額 (一夜につき)
アジア	インド	ニューデリー	22,000円
		コルカタ	12,000円
		チェンナイ	13,000円
		ベンガルール	19,000円
		ムンバイ	22,000円
		その他の地	14,000円
	インドネシア	ジャカルタ	17,000円
		スラバヤ	11,000円
		デンパサール	12,000円
		メダン	9,000円
		その他の地	13,000円
	カンボジア	プノンペン	21,000円
		その他の地	21,000円
	シンガポール	シンガポール	35,000円
その他の地		34,000円	

スリランカ	コロンボ	23,000円
	その他の地	22,000円
タイ	バンコク	23,000円
	チェンマイ	19,000円
	その他の地	19,000円
大韓民国	ソウル	29,000円
	済州	24,000円
	釜山	18,000円
	その他の地	23,000円
中華人民共和国	北京	18,000円
	広州	17,000円
	上海	17,000円
	重慶	13,000円
	瀋陽	9,000円
	青島	12,000円
	香港	30,000円
	その他の地	17,000円
ネパール	カトマンズ	12,000円
	その他の地	12,000円
パキスタン	イスラマバード	32,000円
	カラチ	32,000円
	その他の地	35,000円

バングラデシュ	ダッカ	38,000円
	その他の地	27,000円
東ティモール	ディリ	19,000円
	その他の地	19,000円
フィリピン	マニラ	23,000円
	セブ	31,000円
	ダバオ	22,000円
	その他の地	22,000円
ブルネイ	バンダルスリブガワン	29,000円
	その他の地	20,000円
ベトナム	ハノイ	15,000円
	ダナン	14,000円
	ホーチミン	15,000円
	その他の地	14,000円
マレーシア	クアラルンプール	15,000円
	ペナン	14,000円
	その他の地	16,000円
ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
	その他の地	19,000円
モルディブ	マレ	54,000円
	その他の地	54,000円

	モンゴル	ウランバートル	24,000円
		その他の地	24,000円
	ラオス	ビエンチャン	17,000円
		その他の地	17,000円
	その他の国		17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	27,000円
		シドニー	29,000円
		パース	29,000円
		ブリスベン	28,000円
		メルボルン	26,000円
		その他の地	26,000円
	キリバス	タラワ	26,000円
		その他の地	26,000円
	サモア	アピア	26,000円
		その他の地	26,000円
	ソロモン	ホニアラ	25,000円
		その他の地	26,000円
	トンガ	ヌクアロファ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ニュージーランド	ウェリントン	24,000円
		オークランド	27,000円
		その他の地	24,000円

バヌアツ	ポートビラ	26,000円	
	その他の地	26,000円	
パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円	
	その他の地	38,000円	
パラオ	コロール	26,000円	
	その他の地	26,000円	
フィジー	スバ	31,000円	
	その他の地	34,000円	
マーシャル	マジュロ	26,000円	
	その他の地	26,000円	
ミクロネシア	コロニア	26,000円	
	その他の地	26,000円	
その他の国		25,000円	
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	58,000円
		アトランタ	36,000円
		サンフランシスコ	49,000円
		シアトル	43,000円
		シカゴ	44,000円
		デトロイト	49,000円
		デンバー	36,000円
		ナッシュビル	36,000円

		ニューヨーク	59,000円
		ハガツニヤ	30,000円
		ヒューストン	29,000円
		ボストン	59,000円
		ホノルル	47,000円
		マイアミ	39,000円
		ロサンゼルス	42,000円
		その他の地	39,000円
	カナダ	オタワ	34,000円
		カルガリー	33,000円
		トロント	49,000円
		バンクーバー	49,000円
		モントリオール	36,000円
		その他の地	36,000円
	その他の国		39,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
		その他の地	23,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000円
		その他の地	23,000円
	エクアドル	キト	27,000円
		その他の地	24,000円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000円

	その他の地	30,000円
キューバ	ハバナ	14,000円
	その他の地	14,000円
グアテマラ	グアテマラ	34,000円
	その他の地	32,000円
コスタリカ	サンホセ	25,000円
	その他の地	29,000円
コロンビア	ボゴタ	21,000円
	その他の地	21,000円
ジャマイカ	キングストン	52,000円
	その他の地	54,000円
チリ	サンティアゴ	26,000円
	その他の地	25,000円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
	その他の地	33,000円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000円
	その他の地	39,000円
ニカラグア	マナグア	14,000円
	その他の地	14,000円
ハイチ	ポルトープランス	18,000円
	その他の地	18,000円

パナマ	パナマ	23,000円
	その他の地	23,000円
パラグアイ	アスンシオン	19,000円
	その他の地	19,000円
バルバドス	ブリッジタウン	47,000円
	その他の地	59,000円
ブラジル	ブラジリア	16,000円
	クリチバ	12,000円
	サンパウロ	20,000円
	マナウス	11,000円
	リオデジャネイロ	19,000円
	レシフェ	15,000円
	その他の地	12,000円
ベネズエラ	カラカス	36,000円
	その他の地	36,000円
ペルー	リマ	23,000円
	その他の地	22,000円
ボリビア	ラパス	17,000円
	その他の地	17,000円
ホンジュラス	テグシガルパ	34,000円
	その他の地	34,000円
メキシコ	メキシコ	19,000円

		レオン	17,000円
		その他の地	19,000円
	その他の国		14,000円
欧州	アイスランド	レイキャビク	47,000円
		その他の地	47,000円
	アイルランド	ダブリン	36,000円
		その他の地	35,000円
	アゼルバイジャン	バクー	25,000円
		その他の地	36,000円
	アルバニア	ティラナ	19,000円
		その他の地	19,000円
	アルメニア	エレバン	27,000円
		その他の地	30,000円
	イタリア	ローマ	30,000円
		ミラノ	31,000円
		その他の地	24,000円
	ウクライナ	キーウ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ウズベキスタン	タシケント	22,000円
		その他の地	22,000円
	英国	ロンドン	47,000円

	エディンバラ	39,000円
	その他の地	33,000円
エストニア	タリン	19,000円
	その他の地	23,000円
オーストリア	ウィーン	27,000円
	その他の地	24,000円
オランダ	ハーグ	27,000円
	その他の地	25,000円
カザフスタン	アスタナ	30,000円
	その他の地	30,000円
北マケドニア	スコピエ	24,000円
	その他の地	24,000円
キプロス	ニコシア	35,000円
	その他の地	31,000円
ギリシャ	アテネ	30,000円
	その他の地	27,000円
キルギス	ビシュケク	15,000円
	その他の地	23,000円
クロアチア	ザグレブ	24,000円
	その他の地	26,000円
ジョージア	トビリシ	22,000円
	その他の地	22,000円

スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	40,000円
	その他の地	33,000円
スウェーデン	ストックホルム	34,000円
	その他の地	27,000円
スペイン	マドリード	36,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	19,000円
スロベニア	リュブリャナ	25,000円
	その他の地	23,000円
セルビア	ベオグラード	28,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	23,000円
	その他の地	23,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	19,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	34,000円
ドイツ	ベルリン	26,000円

	デュッセルドルフ	23,000円
	ハンブルク	27,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	21,000円
トルクメニスタン	アシガバット	23,000円
	その他の地	23,000円
ノルウェー	オスロ	33,000円
	その他の地	30,000円
バチカン	バチカン	30,000円
	その他の地	30,000円
ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	20,000円
フィンランド	ヘルシンキ	29,000円
	その他の地	26,000円
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	27,000円
	マルセイユ	25,000円
	その他の地	26,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	19,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円

	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	36,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	21,000円
	その他の地	15,000円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	23,000円
	その他の地	21,000円
ポルトガル	リスボン	30,000円
	その他の地	24,000円
モルドバ	キシナウ	22,000円
	その他の地	22,000円
ラトビア	リガ	20,000円
	その他の地	19,000円
リトアニア	ビリニュス	20,000円
	その他の地	20,000円
ルーマニア	ブカレスト	26,000円
	その他の地	17,000円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
	その他の地	31,000円
ロシア	モスクワ	26,000円
	ウラジオストク	26,000円

		サンクトペテルブルク	26,000円
		ハバロフスク	26,000円
		ユジノサハリンスク	26,000円
		その他の地	26,000円
	その他の国		23,000円
中東	アフガニスタン	カブール	28,000円
		その他の地	28,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
		ドバイ	25,000円
		その他の地	24,000円
	イエメン	サヌア	28,000円
		その他の地	28,000円
	イスラエル	テルアビブ	34,000円
		その他の地	32,000円
	イラク	バグダッド	28,000円
		その他の地	26,000円
	イラン	テヘラン	28,000円
		その他の地	28,000円
	オマーン	マスカット	14,000円
		その他の地	27,000円
	カタール	ドーハ	17,000円
その他の地		23,000円	

	クウェート	クウェート	43,000円	
		その他の地	43,000円	
	サウジアラビア	リヤド	43,000円	
		ジッダ	24,000円	
		その他の地	39,000円	
	シリア	ダマスカス	28,000円	
		その他の地	28,000円	
	トルコ	アンカラ	15,000円	
		イスタンブール	23,000円	
		その他の地	21,000円	
	バーレーン	マナーマ	22,000円	
		その他の地	22,000円	
	ヨルダン	アンマン	21,000円	
		その他の地	21,000円	
	レバノン	ベイルート	21,000円	
		その他の地	21,000円	
	その他の国		26,000円	
	アフリカ	アルジェリア	アルジェ	38,000円
			その他の地	37,000円
アンゴラ		ルアンダ	45,000円	
		その他の地	45,000円	

ウガンダ	カンパラ	30,000円
	その他の地	34,000円
エジプト	カイロ	31,000円
	その他の地	30,000円
エチオピア	アディスアベバ	18,000円
	その他の地	20,000円
エリトリア	アスマラ	25,000円
	その他の地	25,000円
ガーナ	アクラ	34,000円
	その他の地	34,000円
ガボン	リーブルビル	32,000円
	その他の地	25,000円
カメルーン	ヤウンデ	27,000円
	その他の地	27,000円
ギニア	コナクリ	25,000円
	その他の地	25,000円
ケニア	ナイロビ	26,000円
	その他の地	31,000円
コートジボワール	アビジャン	29,000円
	その他の地	29,000円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	37,000円
	その他の地	37,000円

ザンビア	ルサカ	36,000円
	その他の地	32,000円
ジブチ	ジブチ	29,000円
	その他の地	41,000円
ジンバブエ	ハラレ	45,000円
	その他の地	38,000円
スーダン	ハルツーム	26,000円
	その他の地	26,000円
セーシェル	ビクトリア	33,000円
	その他の地	33,000円
セネガル	ダカール	39,000円
	その他の地	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	24,000円
	その他の地	28,000円
チュニジア	チュニス	29,000円
	その他の地	32,000円
ナイジェリア	アブジャ	31,000円
	その他の地	41,000円
ナミビア	ウイントフック	19,000円
	その他の地	22,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	30,000円

	その他の地	30,000円
ベナン	コトヌ	37,000円
	その他の地	37,000円
ボツワナ	ハボローネ	21,000円
	その他の地	21,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
	その他の地	31,000円
マラウイ	リロングウェ	24,000円
	その他の地	24,000円
マリ	バマコ	26,000円
	その他の地	26,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
	その他の地	23,000円
南スーダン	ジュバ	26,000円
	その他の地	26,000円
モーリシャス	ポートルイス	44,000円
	その他の地	42,000円
モーリタニア	ヌアクショット	16,000円
	その他の地	16,000円
モザンビーク	マプト	20,000円
	その他の地	21,000円
モロッコ	ラバト	20,000円

		その他の地	20,000円
	リビア	トリポリ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ルワンダ	キガリ	30,000円
		その他の地	30,000円
	その他の国		25,000円
その他の地域			24,000円

別表第2（第14条関係）

（1） 内国旅行の宿泊手当

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	2,400円

（2） 外国旅行の宿泊手当

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	5,400円

別表第3を削る。

第2号様式（甲）を次のように改める。

第2号様式（甲）（第6条関係）

旅行 命 令 簿 （ 外 国 旅 行 ）
依 頼

旅 行 者	職 層 名	氏 名	所 属 又 は 役 職 名
旅 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
旅 行 先			
旅 行 用 務			
発 令 年 月 日 命 令 権 者 名	年 月 日		

備考 記入上の注意については裏面参照のこと。

(記入注意事項)

- 1 この旅行命令（依頼）簿は、一事案ごとに起案、決定した後作成する。
- 2 各欄には、それぞれ下記事項を記入する。
 - ア 「職層名」欄には、参事・専門参事・副参事・専門副参事・主事の別
 - イ 「所属又は役職名」欄には、旅行者の所属名（課まで）。ただし、旅行者が係長相当以上の職にあるものについてはその役職名
 - ウ 「旅行期間」欄には、当該旅行の始期と終期及び所要日数
 - エ 「旅行先」欄には、旅行用務を遂行する旅行先都市名（国名）旅行経路順に記入すること。
(例) ハンブルグ、フランクフルト、ボン（以上ドイツ）、パリ（フランス）、ロンドン（イギリス）
 - オ 「旅行用務」欄には、当該旅行命令（依頼）の主目的（会議出席・調査研究・視察・訪問などの内容）を簡潔に記入すること。
 - カ 「発令年月日・命令権者名」欄には、当該旅行命令（依頼）を発した日及び命令権者職氏名
- 3 旅行日程については、第2号様式（乙）による旅行日程表を作成し、この旅行命令（依頼）簿に添付する。

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

外国旅費請求内訳書兼領収書（ 年 月分）

概算額	精算額	追給額	返納額	職層名	氏名	受領印	精算印
円	円	円	円				

渡航雑費				
予防接種費用	旅券交付手数料・査証手数料	外貨交換手数料	入出国税	保険料
円	円	円	円	円
医薬品購入費用	携行品購入費用	健康診断受診費用	その他付随する費用	合計額
円	円	円	円	円

旅行月日	旅行用務及び旅行先	出発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅費内訳 (金額欄単位：円)										
				鉄道賃			船賃		航空賃	その他の交通費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	合計
				運賃	特別車 両、座席 指定又は 寝台料金 特座寝	急行料金	運賃	特別船 室料金 等						
										夜		定・2/3・1/3		
										夜		定・2/3・1/3		
										夜		定・2/3・1/3		
										夜		定・2/3・1/3		
										夜		定・2/3・1/3		
										夜		定・2/3・1/3		
備考														

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の杉並区職員の旅費支給規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、改正前の第2号様式（甲）及び第3号様式から第6号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区訓令第10号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の通勤手当支給規程（昭和50年杉並区訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条ただし書中「教育委員会事務局庶務課長（以下「庶務課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長（以下「教育人事・指導課長」に改める。

第3条から第5条までの規定中「庶務課長」を「教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第11号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の退職手当支給手続規程（昭和50年杉並区訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

第1条ただし書中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第12号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和52年杉並区訓令甲第8号）の一
部を次のように改正する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条第2号中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育総務課
長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第13号

庁中一般
福祉事務所
保健所
事業所

杉並区情報セキュリティマネジメントシステム規程（平成15年杉並区訓令甲第37号）は、廃止する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第14号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関（学校を除く。） 選挙
管理委員会事務局 監査委員事
務局 農業委員会事務局 議会
事務局

杉並区安全衛生管理者等設置規程（昭和49年杉並区訓令甲第19号）の一部を
次のように改正する。

令和8年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表中「庶務課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第15号

庁中一般 福祉事務所 保健所
 事業所 教育委員会事務局 教育機関
 選挙管理委員会事務局
 監査委員事務局 農業委員会事務局
 議会事務局

杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年杉並区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表子ども家庭部の部子ども家庭支援課の項を削り、同部児童青少年課の項中「管理係」の次に「、事業調整係」を加える。

別表教育委員会の部中

教育委員会	郷土博物館	郷土博物館に勤務する職員	午前8時30分から午後5時30分までの間において、1日について7時間45分勤務するものとし、その割振りは、別に定める。	1時間とし、その時限は、別に定める。	毎4週間につき8日となるように別に職員ごとに定める日	を
-------	-------	--------------	---	--------------------	----------------------------	---

教育委員会	多様な学び支援課	相談事業係に勤務する職員及び教育・就学相談担当係長	午前8時30分から午後7時15分までの間において、1日について7時間45分勤務するものとし、その割振りは、別に定める。	1時間とし、その時限は、別に定める。	日曜日及びこれと併せて毎4週間につき8日となるように別に職員ごとに定める日	に
-------	----------	---------------------------	---	--------------------	---------------------------------------	---

郷土博物館	郷土博物館に勤務する職員	午前8時30分から午後5時30分までの間において、1日について7時間45分勤務するものとし、その割振りは、別に定める。	1時間とし、その時限は、別に定める。	毎4週間に つき8日と なるように 別に職員ご とに定める 日
-------	--------------	---	--------------------	--

改め、同部済美教育センターの項を次のように改める。

済美教育センター	済美教育センターに勤務する職員	午前8時30分から午後7時15分までの間において、1日について7時間45分勤務するものとし、その割振りは、別に定める。	1時間とし、その時限は、別に定める。	日曜日及び 土曜日
----------	-----------------	---	--------------------	--------------

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第16号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成11年杉並区訓令
甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育総務課長」に改
める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第17号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員服務監察規程（平成12年杉並区訓令甲第24号）の一部を次のよう
に改正する。

令和8年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

第5条第2項中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育総務課
長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区訓令第18号

庁中一般

保 育 所

杉並区立保育所処務規程（昭和40年杉並区訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

第1条中「杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）別表第3に規定する保育所をいう。」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。